

## 「大阪仕業検査車両所庫7番線使用開始」に伴う申し入れについて業務委員会を開催。

8月8日、「申」第35号「大阪仕業検査車両所庫7番線使用開始」に伴う申し入れ（2013年4月23日申し入れ）について業務委員会を開催しました。

### 《会社回答》

1. 屋根上点検時のパンタスリ板点検場所にはスポットライト等が取り付けられているが、スポットライト等が照らしている箇所以外では屋根上点検を行うには明るさが足りない。このため墜転落する危険が高い。屋根上点検作業を安全に行うため、屋根上全体を明るくするよう他の番線と同様の水銀灯等を追加設置すること。

**【回答】** 検修作業を行うために必要な照度は確保されている。

2. パン点検通路に上がる階段は「全面洗い」時も使用している。このため非常に滑りやすくなっており、墜転落防止等に向けて改修すること。

**【回答】** 作業者の滑り止めのため、滑り止めテープや敷物の設置、泥よけマットの設置を行っている。

3. 屋根上点検時、渡り板と車体屋根上との間の段差・隙間が大きい為、墜転落の危険性が高いため改修すること。

**【回答】** 建築限界があるため、現行通りとする。なお、渡り板から車体屋根上に降りる際は十分注意して降りること。

4. 屋根上点検通路が大変狭く、渡り板上下装置が出張って取り付けられているため、検査時にぶつかる危険性が高い。労働災害防止の観点から危険のないように改修すること。

**【回答】** 場所によって、狭い場所があるが、渡り板上下装置のカバー部に黄色ペイントを塗り、注意喚起を行っている。

5. 床下検修車が大きく、レール床面も高い為、レール側面からの乗降が大変困難である。スムーズに乗降できるように改修すること。

**【回答】** 現行通りとする。なお、検修車から降りる際は、十分注意して降りること。

6. 床下検修車が大きくなったため収納カバーを掛け難くなった。簡単に収納カバーが掛けられる物に変更すること。

**【回答】** 現行通りとする。

7. サービスデッキ上に自転車2台しか設置されていないため、複数の社員で作業を行う大きな作業がある時に不足している。自転車の設置台数を増やすこと。

**【回答】** 現行通りとする。

8. サービスデッキ上が狭く、柱の影も多数あるため、自転車走行中サービック作業者と衝突する危険性が高い。よって鏡を取り付ける等安全対策を充実すること。

**【回答】** 現行通りとする。なお、サービスデッキ上を自転車走行する際は、ゆっくり走行し、車両からの飛び出しに十分注意して走行すること。

9. サービスデッキ下での側点検時、支柱が数多くあり通路が非常に狭く、かつサービスデッキ下部が低い為頭をぶつける危険性が高い。よって天井を高くするなど労働災害防止に向けた改修を行うこと。

**【回答】** 7番線の海側・山側ともに人の動線に当たる箇所にある支柱や頭をぶつけそうな箇所については、クッション巻き等を施し、労働災害防止を図っている。

10. 他の番線と比べてレールの支え土台（通称「ロウソク」）の高さが極端に低いため、側点検時、検査姿勢が悪くなる。このことにより今でさえ多発している腰痛がさらに発生しかねない。よって点検通路を掘り下げるなど根本的な改修を行うこと。

**【回答】** 現行通りとする。

11. サービスデッキ下の側点検時、関連会社の作業によりホース等がつながれるとまっすぐ側点検できないため危険である。よって競合作業にならないようにすること。

**【回答】** そのような考えはない。他の番線も同様に検査を行っている。

12. 16号車の標識灯検査時、検査ミラーの位置が悪いため標識灯の検査が行いにくい。ミラーを大きくするか、位置の変更を行うこと。

**【回答】** すでに、検査ミラーの位置は調整を行っている。

《若干のやり取り》

組合：今年度の業務委員会の始めにあたり、昨年度の最終の業務委員会でも要請していたが、基本協約第139条の「業務委員会のメンバー構成」になってない。その点について、会社の認識を聞かせてほしい。

会社：公式に通知したとおりであるが、定期異動に伴いこのメンバー構成のとおり指定した。責任を持って事項をお伝えするということである。

組合：前回も伝えたが今回も同じ原則として課長代理になっている以上原則通りやること。

会社：貴側から承っているが、係長であろうが課長代理であろうが発言内容については、同じように責任を持って発言している。

組合：協約の文言を変える予定はないのか。

会社：申し上げる立場にない。もうすぐ始まる本社・本部間の、協約・協訂改訂交渉で必要なことを話し合われるのでないか。

組合：メンバー構成に異議があるとういうことで抗議する。

## 1 項について

組合：庫7番線に関しては、労働条件、設備位置関係等、他の番線より悪くなっている認識はないのか。

会社：基本的には同等に作っている考え方である。歴史もあってこれまでの機能は維持しつつ、物理的な関係もあり作業性を良くしたり労働災害をなくすために現行の設備とした。

組合：最初の計画と工事を進めて行くうえでかなり変わったのではないのか。

会社：工事がどうだったか詳細は分からないが、最初の設計と変わっている認識はない。

組合：他の番線と同様ならこの申し入れはしない。

会社：制約条件の中で、高さについては7番線から0番線に向けて水を流すために高さは変わっている。そういう制約条件の中で今回の仕様になった。

組合：回答で「必要な照度を確保している」と答えているが、屋根上全てに確保しているとの認識か。

会社：基本的には作業者にライトを貸与して、床下作業と同様ライトをあてて作業している。床上も労働災害防止のための必要なライトはつけている。

組合：社員個々に貸与している手持ちのライトを言っているのか。

会社：それも含めて必要な照度はある。

組合：夜間における作業が中心となる状態で、屋根上などは全体を見るためにはある程度の明るさが必要であり、その上で何があれば手持ちのライトを使って念入りに見るのであり、手持ちのライトで屋根上全体を見ることは出来ない。

会社：屋根上の水銀灯など庫設備上のライトは作業・安全上問題はない。

組合：他の庫と7番線と照度は同等の認識か。

会社：検修作業を行うに必要な照度は確保している。

組合：7番については屋根まで距離がないため水銀灯などを付けられないかもしれないが、パン点検通路にある蛍光灯以外などではかなり暗い。他と同様に全体を明るくするため水銀灯等をつけること。

会社：そういう意見があるとういうことは認識したが検修作業に必要な範囲で確保している。

組合：7番線以前に建てられた0番から6番までの現行の明るさは、検修作業をする上で必要と判断して水銀灯を設置しているのではないか。作業に必要な明るさに変

更があったとは認識していない。しかし7番線は水銀灯がつけられていない。せめて同じ明るさにし、他の番線と同等の安全性を確保するために水銀灯を設置すること。

会社：必要かどうか実態を踏まえて設置している。照明についてはパンタ点検通路につけているが現状問題はない。

組合：パン点検通路からの照明は一方向からの明かりとなり、反対側には届かない。車両上部からの照明が確保出来ないのであれば、現状の対処として仕業検査対象編成は0番から6番でやること。また現状で不幸にも見落とし等があっても社員に責任転換しないこと。

会社：その様な考えはない。庫7番も仕業検査を行う。検修作業者の当然の作業だから照度に問題はない。

組合：必要な照度のデータはないのか。現実には作業者が暗いと言っているのである。

会社：検修作業に問題はない。

組合：必要な照度の数値等は定められているのか。

会社：手元にないから、答えられないがこういう場での数値はないと思う。

組合：会社も7番線は危ないという認識があるのではないか。

会社：確かに屋根上作業は危険であり事故が起きてからでは遅いという認識であるが、多少暗いと言っても作業に問題はない。

組合：3項や他の項目でも「十分に注意して」と答えているが。

会社：屋根上だし注意してとなる。当然、会社も問題があればやっていく。

## 2項について

組合：滑り止めの設置はいつごろ行ったのか。

会社：5月下旬になる。

組合：申し入れ以降に設置したのなら一言あってもいいのではないか。

会社：同時多発的、広範囲に色々な施策を行っている。多くの場所で使用開始等があり、初期の段階で考えて対応した。

組合：申し入れしてから、改善されるまでに業務委員会開催まで一ヶ月半から二ヶ月スパンが掛かっている。もう少し早く動けないのか。

会社：恒久的に使えるものか、いいのかなど様々な検討、考慮をしたうえでのスパンである。

組合：滑り止めなどの改善なら他の番線でも使ってたもので十分で有り、もう少し早くできないのか。この程度の問題は使用開始以前に十分想定可能であり、しかも組合側が申し入れしてから改善したのなら、改善した旨を伝えるなど何とかして頂きたい。

会社：一つひとつの項目を全て覚えている訳ではない。タイムラグがある。

## 3項について

組合：この申し入れの意味は分かっているのか、0番から6番線と7番線は車体の段差

は同じとの認識か。

会社：番線によって若干違う。他の番線よりも高いところ低いところもあるので、特に7番線が高いとは思わない。

組合：低いところで、10センチくらいのところがある。

会社：それはないと思う。

組合：他の番線より暗いから、余計に段差があるように不安を感じるのではないか。

会社：建築限界があり、省令で定められている規定の範囲で決めている。

組合：足下灯を付けるなど不安を払拭するような対策を行うこと。

#### 4項について

組合：実際、通路を見て歩いたのか。

会社：行って見ている。

組合：まっすぐ歩けないのではないか。

会社：一応持ち運びは出来る。確かに出っ張っているところは狭い。耐震性や物理的に制約がある中で、やっている。ご理解願いたい。

組合：現状のまま改善が出来ないのであればパン点の申告車両を入れないこと。パン点の付いてない申告車両を入れること。

会社：広いか狭いかと言えば、他番線と比較すると狭いが、そのうえで作業が出来ない訳でなく、庫まわし等テキパキと効率的に作業をまわすために作業を行って頂きたい。

組合：どうしてもやむを得ない場合は別として、組合の要求などを意識しての庫まわしは出来るはず。

会社：貴側の意見があることは承っておく。

組合：危険因子を取り除くために、是非やること。

#### 5項について

組合：実際、乗り降りを見たのか。

会社：横に降りるより、前方から降りた方が安全である。

組合：検修車を前から乗り越えて降りるというのがおかしい。横から降りられない作りになっている。

会社：前から降りた方が安全である。実際乗ったが、あまり違和感はなかった。

組合：検修車を下げるためにピット等を掘ることは出来ないのか。

会社：中途半端に段差が出来ると検修サイドに危険である。検修車の乗り降りだけに莫大な経費を掛けることはない。

#### 6項について

組合：単純に聞くが無理なのか。

会社：回答の通りである。

#### 7項について

組合：2台しかない理由は必要ないということか。

会社：現行の使用状況を考えて最低限の2台確保している。

組合：現場の意見を聞くと作業が出た場合2台では足りない。

会社：現状でも多くの自転車が必要な場合は他番線の自転車を使って移動している。

組合：サービスデッキが狭いために2台という認識か。

会社：両側がデッキでないので2台である。

#### 8項について

組合：柱の影にモップを洗う場所があり見えないところがある。危ない場所がある認識はあるか。ミラーのようなものを付けたらどうか。

会社：言っていることは分かったが両者注意して頂きたい。カーブミラーを付けたからと言って安全と言う訳でない。

組合：例えば何か来たと、注意喚起出来るようなものを自転車につけるとか。

会社：注意してもらえない。自転車は「すぐに止まることの出来る速度で走行すること」と言っている。

組合：新しい設備を作っても障害物があり自転車も置かず、会社はベルとかミラーとかハード面の対策を考えること。

会社：すぐに止まれる速度で走れば問題ない。

#### 9項について

組合：労災防止を図っていると答えているが、危ない場所がとのある認識か。

会社：例えば、交検庫や他番線についてもクッションとか同じように付けている。

組合：7番線については危険で通行禁止になっている場所があるのではないか。

会社：運用を開始してから、より安全にルールを変えたところがある。

組合：通行禁止にしているのはなぜか。

会社：作業者の安全確保のために、そこを通らずにこちらを通りなさいということである。

#### 10項について

組合：今から掘り下げるということは出来ないのか。

会社：現行通りとする。

組合：作業時の姿勢が低くなる。作業に無理がある。検査しやすくするために足下にピットを掘るなどの改善すること。

会社：掘る計画はない。

組合：腰痛があるということを知ること。

#### 11項について

組合：他の番線と比較して狭いのであり、さらにホース等がありサービスデッキで迂回

しづらい。現状では検査しづらい。作業が競合しないようすること。

会社：基本的には作業を効率的にやってもらうために競合しないほうがいいが、色々な条件を考えて、より良く作業するために理解頂きたい。

組合：やむを得ない作業もあるが、出来るだけ競合しないよう検討すること。十分可能と考える。

会社：より効率的にまわすためにやっている。

12項について

組合：いつ調整したのか。

会社：話を受けた同じくらいのタイミングで調整した。

組合：最後に、庫7番線に仕業検査対象編成とパン点のついた申告車両を入れないことを要求しておく。

以上